

# 相続ステーション®

相続ステーション® 代表税理士・行政書士 寺西雅行氏

相続は頻繁に経験できることではなく、それ故に対応がうまくできず不本意な結果になることも。相続ステーションは、自身が相続体験した税理士が揃っているからこそ、親身で適切な対応をしてくれる。また、相続に関する税務以外の手続きもトータルにサポートしてくれるのも安心だ。

相続発生後は  
一日でも早く手続きを

相続ステーションは、相続全般をサポートできる総合力で、5000件を超える相続相談と、1600件あまりの相続申告等の手続にあたってきた。

【納税】を思い浮かべることが多いかと思いますが、実際に、ご不幸があると、相続税以外の手続きの多さに驚かれます。しかも、わずらわしいだけでなく、スピードが必要なものが大半です。当事務所のオリジナル冊子『相続手続きガイド』（左ページ下段参照）がお役にたつと思います」と、代表・寺西雅行氏は話す。

そこで相続ステーションでは、税に関する手続きはもちろんのこと、税以外の数多くの手続きについての相談や代行も行っている。

また、相続とは単に遺産を分割することではなく、

「通常の税理士は、被相続人が亡くなられた時点での財産評価だけに目が向きますが、当ステーションでは、たとえば土地や建物を維持していくためには今後どのようなコストがかかるか、あるいは価値や収益の変動が予想されるか、ところまでを丁寧にアドバイスしながら、遺産分割の支援をしています」

相続ステーションは、「税理士法人プラス」「行政書士法人サポートプラス」、そして不動産などのコンサルティングを行なう「株式会社アセットプラス」の3部門からなり、一生の一大事である相続を、総合的にサポートできる体制を整えているのである。

統では、不慣れな税理士に依頼してしまったために、土地評価を高く算定されて税金を多く払う、遺産分割で不適当なアドバイスを受けた。税以外の手続きはまったくサポートしてもらえない、などの不利益をこうむってしまった。そこで、相続専門の税理士をめざし、税・法律・不動産・資産運用などの知識も身につけ、1995年相続専門の総合事務所を開設。以来、20年近くに渡って、膨大な件数の相続支援を行ってきた。

「当ステーションには、アシスタントの他5名の税理士が常駐していますが、全員がプライベートでの相続経験があります。『Xデー』を迎えるべ、何がどのようになつて適切な支援ができると考えています」

**寺西氏が、総合力を手  
体験から相続専門の  
総合事務所を開設**

寺西氏が、総合力を重視す

生前贈与成立の  
チェックポイント(抜粋)

例えば、預貯金については110万円以下の贈与でも名義変更以外に次のどれか一つは必要。

- 口座開設書類に名義人本人が自署しているか?
  - 名義人本人が住所・氏名の変更新手続きや出金をした実績があるか?
  - 銀行の届出印は名義人がプライベートでも使っているか?
  - 自署などによる贈与契約書を作成しているか?
  - 受贈者の自署による贈与申告をしているか?



相続直後から「何が困るのか」が、よくわかる冊子  
『相続手続きガイド』

ご不幸が起きてから発生する財産上の問題を1冊  
に。「特に、●ペイオフ対策で預金を分散している  
方、●株や投資信託が多い方、●不動産賃貸収入  
のある方、●借入金のある方、はよく読んで準備して  
いただいくといいと思います」と寺西氏。

不動産オーナー向けDVD

『大相続時代 不動産オーナーがやっておくべきこと』  
相続対策における、マンションなどの賃貸物件を運営している方、これから運営を考えている方に、長期的な視野でのアドバイスを分かりやすくDVDに。

■ いずれも、下記ホームページまたはFAXからお申し込みください。(無料贈呈)

相続ステーション® 税理士法人プラス/行政書士法人サポートプラ

〒530-0012 大阪府大阪市北区芝田1-1-4 阪急ターミナルビル8F

☎ 06-6359-5531 FAX 06-6359-5591 <http://www.souzoku-rescue.net>